

令和3年度社会福祉施設等における「介護等体験」事業実施要領

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

本事業実施要領は、「介護等体験」事業実施要綱〔別添〕の「社会福祉施設等の主な業務」に基づき具体的に推進するためのものです。

1 「受入計画書」作成

社会福祉施設等は、香川県社会福祉協議会からの依頼により、「受入計画書」を作成し、香川県社会福祉協議会に送付ください。

2 「介護等体験」事業の内容

「介護等体験」事業は、学生の希望や社会福祉施設等の事情に応じ、以下に例示するような無理のない内容としてください。なお、社会福祉施設等の敷地外で社会福祉施設等が主催される行事等につきましても「介護等体験」事業の範囲に含まれます。

- ①高齢者、障害者及び児童に対する介護、介助
- ②高齢者、障害者及び児童の話し相手
- ③散歩の付き添いなどの交流等体験
- ④レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- ⑤掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受け入れる社会福祉施設等の職員に必要とされる業務の補助など

3 「介護等体験」事業の時間

「介護等体験」事業の一日あたりの時間は、概ね5～6時間程度としてください。但し、社会福祉施設等における「介護等体験」の内容によっては、その限りではありません。

4 「証明書」の発行

「介護等体験」事業を受け入れた社会福祉施設等の長は、「介護等体験」事業を終了したことを証明するため、所定の証明書に施設長名を記入・押印した上、本事業「証明書」の発行をお願いします。なお、所定の「証明書」は、大学で作成したものを学生が参加の際持参します。

5 「介護等体験」事業終了報告の提出

「介護等体験」事業を終了した後、当該社会福祉施設等の長は、「介護等体験終了報告書」（様式4）を香川県社会福祉協議会に送付ください。

6 「介護等体験」に伴う事故への対応

(1) 保険の対応

学生は、在籍する大学で所定の保険に加入し、体験 2 週間前までに加入者証（写）を社会福祉施設等へ提出します。

(2) 健康管理

学生は、体験 2 週間前までに健康診断書（当該年度）を社会福祉施設等へ提出します。なお、社会福祉施設等から個別に要望がある関係書類（細菌培養検査結果等）についても提出します。

7 その他

(1) 香川県社会福祉協議会は、大学等の「申込書」と社会福祉施設等の「受入計画書」をもとに調整を行い、結果（介護等体験受入決定通知書（様式 3-①）を添付）を受け入れる社会福祉施設等へ送付します。なお、原則として、参加辞退及び参加日程変更は認めていません。但し、やむを得ない理由（病気・けが・事故等）の場合は考慮します。

(2) 社会福祉施設等への「介護等体験」事業の費用は、学生一人につき、一日 1,500 円のうち 1,000 円とし、社会福祉施設等から「介護等体験」終了の報告があった後、香川県社会福祉協議会から当該社会福祉施設等が指定する銀行口座（「受入計画書」に記載）に一括して払い込みます。

(3) 「介護等体験」事業実施期間中の昼食は、学生が各自持参します。但し、社会福祉施設等で昼食を提供した場合は、学生から直接費用を徴収してください。

(4) 必要な持ち物など受入施設決定後の連絡調整については、社会福祉施設等と大学等で直接行ってください。

(5) 学生から提出のあった関係書類のうち、個人情報の記載のあるものについては、個人情報保護法の観点から、また、各施設の取り扱いに基づき適正な管理をお願いします。

令和3年度教員養成大学等における「介護等体験」事業実施要領

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

本事業実施要領は、「介護等体験」事業実施要綱（別添）の「教員養成に係る大学等の主な業務」に基づき具体的に推進するためのものです。

1 学生からの「介護等体験申込書」の受付

大学等は、学内の学生から「介護等体験」事業を受けたい旨の希望をお聞きいただき、希望する学生については、本人からの「介護等体験申込書」（様式1-②）の提出を受付けてください。

2 「介護等体験申込書」の取りまとめ・送付

大学等は、学生から提出のあった「介護等体験申込書」を取りまとめ、「介護等体験申込書」（様式1-①）に「介護等体験申込書」（様式1-②）を添付のうえ、香川県社会福祉協議会に送付してください。併せて体験2週間前までに健康診断書（当該年度）と保険加入者証（写）を社会福祉施設等へ提出してください。なお、社会福祉施設等から個別に要望がある関係書類についても提出してください。社会福祉施設等によっては、細菌培養検査が必要な施設もあります。事前に社会福祉施設等に連絡のうえ、確認してください。

3 参加申込み期日及び実施期間について

- (1) 参加申込期日 令和3年3月末日
- (2) 実施期間 令和3年6月から令和4年2月

- (1) 大学等は、香川県社会福祉協議会からの調査結果の報告を受け、当該学生に、オリエンテーション等を通じて「介護等体験」事業の実施のためご指導ご援助ください。
特に、「介護等体験申込書」に記載された希望のとおりとならない場合が予想されるため、あらかじめ学生にはその旨をご理解いただくよう十分にご説明ください。
- (2) なお、「介護等体験」事業に参加する場合、貴大学で作成された所定の「証明書」は当日、学生がご持参くださるようお願いいたします。
- (3) 必要な持ち物など受入施設決定後の連絡調整については、大学等と社会福祉施設等で直接行ってください。

5 「介護等体験」事業の費用

社会福祉施設等における「介護等体験」事業に要する費用は、あらかじめ大学等において学生から徴収いただき、決定通知到着後3週間以内に大学等から香川県社会福祉協議会の指定する銀行口座に一括して払い込んでください。

「介護等体験」事業の費用は、調整費用も含め、学生一人につき一日1,500円です。

※振込先 百十四銀行 本店 普通預金 1562906
社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 会長 西原 義一

6 その他

- (1) 香川県社会福祉協議会は、大学等の「申込書」と社会福祉施設等の「受入計画書」をもとに、調整を行い、結果（介護等体験受入決定通知書（様式3-②）を添付）を大学等へ送付します。

なお、原則として、参加辞退及び参加日程変更は認めていません。但し、やむを得ない理由（病気・けが・事故等）により「介護等体験」を辞退・中止した場合の費用については、社会福祉施設等への介護等体験に要する費用（一日あたり1,000円）のみ返還します。

進路変更等、自己都合により辞退する場合の返還はいたしません。

また、辞退、日程を変更するときは、体験先施設と相談の上、「介護等体験【辞退・日程変更】報告書」（様式7）を提出願います。

- (2) 香川県社会福祉協議会は、年度末に、大学等へ学生の年間体験状況の報告として、「介護等体験終了報告書」（様式6）を送付します。
- (3) 香川県社会福祉協議会は、大学等からの申し込みのあった学生については、「基本台帳」を作成し、一定期間保管します。
- (4) 「介護等体験」事業実施期間中の昼食等は、学生が各自持参するようお願いいたします。但し、社会福祉施設等から昼食等の提供を受けた場合は、学生が当該施設へ直接費用をお支払いください。